大東市ファミリー・サポート・センター運営業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要領は、大東市がファミリー・サポート・センターの運営を委託実施するに あたり、委託事業者の候補を選定するために必要な事項を定めることを目的とす る。

2. 業務の概要

(1)業務の名称

大東市ファミリー・サポート・センター運営業務委託

(2)業務の内容

別添「大東市ファミリー・サポート・センター業務委託仕様書(以下、仕様書という)」の内容に基づき業務を実施するものとする。

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(1)契約締結日(令和8年1月頃の予定)以降の事務引継ぎについて 契約期間の始期から円滑かつ支障なく受託業務が実施できるよう、引継ぎを 随時行うものとする。

なお、引継ぎに係る必要な費用は、受託事業者の負担とする。

(2)契約期間満了前(令和11年1月~3月)の事務引継ぎについて 次期受託事業者との業務引継ぎ(最終年度の概ね1月~3月までの間)を義 務付ける。

なお、引継ぎに係る必要な費用は、新旧それぞれの受託事業者の負担とする。

4. 予算額及び契約方法

3年間で20,880,000円(6,960,000円/年)を上限とする。 各年度、上・下半期に分割して、受託者からの請求に基づいて前払いで支払う。

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式により、ファミリー・サポート・センター運営業務 委託事業者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、委託する事業 者候補を選定する。

6. 参加資格

本業務について行う公募型プロポーザル方式に係る手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 本市または他の自治体において、直近の5年以内(平成31年4月1日~ 令和6年3月31日)に、ファミリー・サポート・センター運営業務又は類 似の業務について、受託実績を有すること。
- ② 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- ③ 大阪府内もしくは隣接府県に、契約締結の権限を置く本社、支社、営業所等を有していること。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者
 - イ 大東市から入札参加停止を受けている者
 - ウ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立 てをしている者
 - オ 大東市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者である者

7. 実施スケジュール

内容	スケジュール
実施要項等の公表、質問受付	令和7年9月29日(月)~10月6日(月)
質問への回答	令和7年10月14日(火)
参加表明書の提出(必着)	令和7年10月15日(水)~21日(火)
参加申込等の申請	令和7年10月22日(水)~28日(火)
(受付期間中に送信完了すること)	
選定	令和7年11月中
選定結果の通知発送	令和7年12月中
契約締結	令和8年1月中
引継ぎ	契約締結後~令和8年3月末

8. プロポーザル参加手続き等

(1)提出方法

プロポーザルに参加する者は、次のア~キを提出・入力するものとする。

記号	提出書類	様式	提出部数等
	参加表明書	様式第1号	1部(電子申請システムの
ア			「参加表明書作成フォーム」に
			て作成、印刷し、郵送にて提出
			<u>すること</u>)
イ	参加申込		
ウ	提案事業者の概要		# * * * * * * * * * *
	類似契約実績		電子申請システムの
工			「参加申請フォーム」にて
オ	企画提案について		<u>必要事項を入力、データを添付</u> <u>すること。</u>
4	見積書及び	任意様式	<u>90 C C 。</u>
力	年度別内訳書		
キ	業務実施体制について		

※今年度より「参加表明書」を除く各書類については、紙様式を無くし「電子申請システム」にて申請に変更した。

(2) 受付期間

①上記 ア

令和7年10月15日(水)~令和7年10月21日(火)

各日とも午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

※書類の作成・印刷は、電子申請システムの「参加表明書作成フォーム」にて行うこと。フォームは令和7年9月29日(月)午前9時から令和7年10月21日(火)午後5時まで公開する。

②上記 イ~キ

令和7年10月22日(水)午前9時から 令和7年10月28日(火)午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日も申請可)

(3) 最終受付期限

- ① 上記 ア 令和7年10月21日(火)午後5時(必着)

(4) 提出先

① 上記 ア

電子申請システムで作成・印刷して、郵送すること。

大東市 福祉・子ども部 こども家庭室 子ども支援グループ 〒574-0028 大東市幸町 8-1

> 大東市立保健医療福祉センター(すこやかセンター)3階 大東市こども家庭センター(ネウボランドだいとう)

② 上記 イ~キ

電子申請システムでの受付とする。

アを提出した者全員に、参加申請フォームのQRコード及びアドレスを メール送付する。メールは、アを受付後、随時送付する。

(5) 留意事項

イ~キに関しては、下記のとおり取り扱うこと

- ①利用者登録情報について、氏名は代表者名、住所は団体の所在地、 電話番号は団体の連絡先をそれぞれ登録すること。
- ②添付するデータはすべてPDF形式とすること。
- ③エについて、各年度の実績(任意様式)のデータを添付すること。
- ④オの企画提案書は6枚以内とし、下部にページ番号を付し、任意の書式で PDFファイルを作成し「参加申請フォーム」上に添付すること。 記載内容については、採点表の各項目を自由に記載して可とする。 ただし「参加申請フォーム」に示している注意点を守った上で、作成する こと。
- ⑤キの有資格者について、資格証明書のデータを添付すること。資格証明書 を所持していない場合は、再発行等の手配をすること。

再発行が難しい場合、または、申請期間内に間に合わない場合は、

有資格者であることの確認ができないことから、「無資格者」として 判断する。その場合は、「参加申請フォーム」4ページ目(全4ページ中) 「業務実施体制について」の各「資格」の項目を空欄にすること。

- ⑥キについて、シフト表(任意様式)のデータを添付すること。
- ⑦本業務の趣旨・目的等を踏まえ、要点を押さえ分かりやすく的確に 入力すること。

(6) 提出書類作成等に関する質問について

① 提出方法及び提出期間

令和7年9月29日(月)午前9時から10月6日(月)午後5時まで に電子申請システムの「質問フォーム」にて、入力・送信すること。 電話での問い合わせには一切応じないので注意すること。

② 質問についての回答

令和7年10月14日(火)に「質問フォーム」へ事項を送信した者及び参加表明書を提出した者全てに対し、入力された電子メールアドレス宛に回答する。

9. 審査の実施

(1) 選定方法

受託候補者の選定会議を開催し、参加資格を有すると認めた事業者について 審査する。審査は、提出書類及びヒアリング等に基づき提案内容を公平かつ客 観的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者、次点の者を準優先 交渉権者として選定する。

(2) 1次審查·2次審查

申請団体が3団体以上の場合、提出書類の審査による1次審査を行い、 2団体を2次審査の対象団体に決定する。2次審査は、1次審査を通過した 団体を対象にプレゼンテーション・ヒアリング等の2次審査を行う。(1 次審査を実施しなかった場合は、全団体を対象にプレゼンテーション・ヒア リング等を行う。)

(3)審査にあたっての留意事項

① 提案事業者が無かった場合は、募集条件等を変更した上で、再公募を 行う。

② 評価の視点等

以下の視点等を踏まえ審査基準・配点表を作成し、評価を行うものとする。

- ア 本業務の導入目的や必要な機能を理解した提案内容であるか
- イ 提案内容に創意工夫がなされているか
- ウ 規格提案書が分かりやすく提案内容が具体的か
- エ 専門性、情報処理能力を有すると認められるか
- オ 業務を円滑かつ着実に遂行できる実施体制及び作業工程であるか
- カ 経費の積算内容が的確であるか。
 - ※的確性について評価するものであり、原則として多寡については 評価しない。業務の目的や仕様等を踏まえ、予算の範囲内で最大 限優れた内容の提案を行うことを期待する。

(4) 1次審査の結果通知

1次審査結果の通知は、すべての申請団体に郵送する。

なお、共同事業体で申請した場合は、共同事業体の代表団体に郵送する。

(5) 2次審査の実施

1次審査を通過した団体を対象にプレゼンテーション・ヒアリング等の2次審査を行う。(1次審査を実施しなかった場合は、全団体を対象にプレゼンテーション・ヒアリング等を行う。)

- ・プレゼンテーションは、提案内容の説明20分、質疑応答30分とする。
- 出席人数は2人~3人までとする。
- ・パソコン及びプロジェクター等プレゼンテーションに必要な機材は団体 が準備すること。スクリーンは大東市で用意する。
- ・日時、場所等の詳細については、別途通知する。

(6) 2次審査の結果通知

2次審査結果の通知は、すべての申請団体に郵送する。

なお、共同事業体で申請した場合は、共同事業体の代表団体に郵送する。

10. 審査項目及び配点

審査項目	評価基準	配点
実施体制等	当該事業及び当該事業に類似する事業の実績があるか	1 0
	当該事業の実施にあたり、必要な実施体制・人員・連絡体制等が	1 0
	確保・整備されているか	1 0
	会員の募集・受付・登録において、会員を増やすための工夫がさ	2 0
	れているか	20
	当該事業の広報について、広くかつ分かりやすく市民に周知する	2 0
	ために工夫がされているか	20
	会員が参加しやすい研修であるか(日程、時間、場所、定員等)	1 5
企画提案の内容等	会員が理解しやすく、また、実際の援助活動に活かせる研修	1 5
	内容になっているか	1 0
	会員の活動をサポートする工夫があるか	1 5
	会員同士をマッチングする際の工夫がみられるか	1 5
	利用希望者や会員等の声を活かし、事業に反映させる仕組みがあ	1 5
	るか	1 5
	個人情報の重要性を認識し、漏洩・紛失等を防ぐための対策がと	1 5
	られているか	1 0
	当該事業を充実させるための新たな提案があり、実現可能かつ効	1 5
	果的なものとなっているか	1 0
経費積算	提案された内容が具体的かつ適切に積算され安価であるか	1 0
プレゼンテー	本業務へ積極的に取り組む姿勢	1 5
ション	事業提案及び質疑応答における説明について	1 0
配点合計		

審査の結果、評価点数(全委員の合計から出した平均点)が120点 (200点満点の6割)以上ある提案者を受託候補者決定の審査対象とし、最も 評価点数の高かった者を受託候補者とし決定する。評価点数が同点となった場 合は、見積金額の低い者を受託候補者として決定する。

ただし、評価点数が同点となった場合で見積金額が同額であった場合は、当該者にくじを引かせて、受託候補者を決定する。

なお、最高点が120点以上ある提案者がいない場合については、再募集を 行う。

11. 契約の締結

受託候補者の特定後、すみやかに契約手続きを進め、契約を締結する。 なお、提案された内容を踏まえるなど、仕様書の内容を一部変更したうえ で、契約を締結する場合があるので留意すること。

12. 提出書類・申請内容の取扱い

- ① 選定された事業者の提案に係るすべての書類・申請内容は返却しない。
- ② 提出後の差し替え・再申請及び削除は認めない。
- ③ 提出された書類・申請内容は、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 市が必要と認める場合には、追加資料のデータ提出を求めることがある。
- ⑤ 企画提案についての入力は、1事業者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大東市情報公開条例 (平成9年3月28日条例第3号)の規定による請求があった場合は、第三 者に開示する予定である。その際、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上 の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は大東市情報公開条例に 基づき非開示とするが、その箇所は大東市が判断する。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れ がある情報については決定後の開示とする。

14. その他

① 費用負担

ア 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

イ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができない と認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大東市に請求す

ることはできない。

② 参加辞退の場合

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに電子申請システムの参加辞退フォームへ入力・送信すること。

③ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の 留意事項等の条件に適合しない書類等の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 参考見積書の金額が予算額を超過した場合

④ その他の留意事項

- ア 提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国 の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手 法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、参加者の負 担とする。
- イ 本件の参加において、共同事業体といった2件(者)以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けられない。
- ウ 受託者は委託業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。

15. 問い合わせ先等

大東市 福祉・子ども部 こども家庭室 子ども支援グループ 〒574-0028 大東市幸町 8-1

> 大東市立保健医療福祉センター(すこやかセンター) 3階 大東市こども家庭センター(ネウボランドだいとう)

電 話:072-875-8101 FAX:072-874-9529

メールアドレス: ko-kajiso@city.daito.lg.jp

担当:島田